

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成20年度 図書館情報ハイウェイ接 続機器賃借料	781	平成21年度から 平成22年度まで	317	平成23年度から 平成25年度まで	461				461
平成21年度 無断持出防止装置シス テム賃借料	5,962	平成22年度	1,424	平成23年度から 平成26年度まで	4,390				4,390
平成22年度 図書館マイクロフィルム リーダープリンター賃借 料	3,067			平成23年度から 平成27年度まで	2,489				2,489
平成22年度 図書館エレベーター保守 点検業務委託	4,184			平成23年度から 平成24年度まで	4,108				4,108
平成22年度 図書館業務システム(貸 出・返却・蔵書管理等)賃 借料	105,787			平成23年度から 平成27年度まで	99,359				99,359
平成22年度 図書館設備保守業務委 託	20,214			平成23年度から 平成25年度まで	20,214				20,214
平成22年度 図書館閲覧室用貸録等 賃借料	1,320			平成23年度から 平成25年度まで	1,320				1,320
平成15年度 青英奨学生賞付金 (大学等奨学金)	273,648	平成16年度から 平成22年度まで	271,428	平成23年度から 平成24年度まで	2,220				2,220
平成16年度 青英奨学生賞付金 (大学等奨学金)	273,648	平成17年度から 平成22年度まで	269,736	平成23年度から 平成25年度まで	3,912				3,912
平成19年度 青谷上寺地通跡指定地 公有化事業	1,509,888	平成20年度から 平成22年度まで	688,143	平成23年度から 平成29年度まで	821,545	657,236			164,309

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国庫支出金	地方債	その他		
平成21年度 妻木晩田遺跡事務所機 械整備委託	1,134	平成22年度	86	平成23年度から 平成24年度まで	134					134
平成21年度 妻木晩田遺跡中央ガイ ダンス施設パソコン賃借 料	590	平成22年度	76	平成23年度から 平成26年度まで	277					277
平成21年度 妻木晩田遺跡事務所清 掃業務委託	12,372	平成22年度	2,590	平成23年度から 平成24年度まで	5,180					5,180
平成22年度 埋蔵文化財センター清掃 等業務委託	2,250			平成23年度から 平成25年度まで	2,250					2,250
平成21年度 博物館資料データベース 公開システム機器賃借 料	16,298	平成22年度	2,742	平成23年度から 平成26年度まで	10,826					10,826
平成21年度 博物館設備関係業務外 掛委託	24,607	平成22年度	4,851	平成23年度から 平成24年度まで	9,702					9,702
平成20年度 鳥取県立武道館管理委 託	336,770	平成21年度から 平成22年度まで	130,886	平成23年度から 平成25年度まで	200,114					200,114
平成20年度 鳥取県立鳥取産業体育 館及び鳥取県立鳥取屋 内プール管理委託	288,730	平成21年度から 平成22年度まで	109,460	平成23年度から 平成25年度まで	164,540					164,540
平成20年度 鳥取県立米子産業体育 館管理委託	141,020	平成21年度から 平成22年度まで	50,543	平成23年度から 平成25年度まで	76,427					76,427
平成20年度 鳥取県立倉吉体育文化 会館管理委託	218,210	平成21年度から 平成22年度まで	79,697	平成23年度から 平成25年度まで	125,303					125,303

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源	一般財源		
						国庫支出金	地方債	その他	
平成20年度 鳥取県営米子屋内プー ル管理委託	233,490	平成21年度から 平成22年度まで	91,079	平成23年度から 平成25年度まで	138,921				138,921
平成20年度 鳥取県営アィフル射撃場 管理委託	2,225	平成21年度から 平成22年度まで	890	平成23年度から 平成25年度まで	1,335				1,335
平成21年度 県立智霊学校給食業務 委託	31,215	平成22年度	10,405	平成23年度から 平成24年度まで	20,810				20,810
平成21年度 鳥取養護学校等給食業 務委託	34,989	平成22年度	11,663	平成23年度から 平成24年度まで	23,326				23,326
平成22年度 米子養護学校生ゴミ処理 機賃借料	5,762	平成22年度		平成23年度から 平成30年度まで	5,762				5,762

特別会計総括表

議案第15号

会 計 名	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
県立学校農業実習特別会計	62,096千円	58,874千円	3,222千円
合 計	62,096千円	58,874千円	3,222千円

平成23年度鳥取県立学校農業実習特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較	節		説明
						区分	金額 千円	
1 財産収入	1 財産売払収入		42,427	40,825	1,602			
			42,427	40,825	1,602			
		1 生産物売払収入	35,559	34,151	1,408	1 生産物売払収入	35,559	
		2 家畜類売払収入	5,724	5,584	140	1 家畜類売払収入	5,724	
		3 物品売払収入	1,144	1,090	54	1 物品売払収入	1,144	
2 繰越金			19,648	18,028	1,620			
	1 繰越金		19,648	18,028	1,620			
3 諸収入		1 繰越金	19,648	18,028	1,620	1 前年度繰越金	19,648	
			21	21	0			
	1 雑入		21	21	0	1 雑入	21	
歳入合計			62,096	58,874	3,222			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節	説明
						国庫支出金	繰入金	事業収入		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 県立学校 農業実習費	1 県立学校 農業実習費		59,432	50,157	9,275		17,005	42,427		
		1 県立学校 農業実習費	59,432	50,157	9,275		17,005	42,427	9 旅費	30 普通旅費
								11 需用費	43,303	
								12 役員費	4,379	
								13 委託料	67	
								14 使用料及び 賃借料	63	
								16 原材料費	2,379	
								18 備品購入費	8,047	
								19 負担金、補助 及び負担金	764	
										702 土地改良区負担金
										水利組合負担金
										14 農事組合負担金
										20 ホルスタイン登録協会負担金
										3 家畜改良同志会負担金
										10 農協果実部社支部会費
										5 マルチ稲作会費
										2 食品衛生協会費
										8 27 公課費
										400
2 予備費	1 予備費		2,664	8,717	△ 6,053		2,664			
		1 予備費	2,664	8,717	△ 6,053		2,664			
		1 予備費	2,664	8,717	△ 6,053		2,664			
歳出	合計		62,096	58,874	3,222		19,669	42,427		

平成23年度特別会計当初予算説明資料

1 款 県立学校農業実習費

1 項 県立学校農業実習費

1 目 県立学校農業実習費

教育環境課 (内線: 7913)

(県立学校農業実習特別会計)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	諸収入	繰越金	財産収入	
県立学校農業実習費	59,432	50,157	9,275		21	16,984	42,427	

トータルコスト 61,828千円 (前年度51,771千円) [正職員: 0.3人]

主な業務内容 支払等会計事務手続

工程表の政策目標(指標) -

事業内容の説明

1 事業の概要

智頭農林高校、倉吉農業高校の農業実習に要する経費である。

2 事業内容

(単位: 千円)

学校名	予算額	主な実習内容
智頭農林	3,630	野菜・草花の栽培実習 庭園木の生産実習 食品加工実習(味噌など)
倉吉農業	39,818	野菜・草花の栽培実習 家畜の飼育と畜産経営の学習 食品加工実習(醤油、乳製品他)
本庁	15,984	
計	59,432	

3 款 予備費

1 項 予備費

教育環境課 (内線: 7913)

1 目 予備費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	諸収入	繰越金	財産収入	
予備費	2,664	8,717	△6,053			2,664		

トータルコスト 2,664千円 (前年度8,717千円) [正職員: 0.0人]

主な業務内容 -

工程表の政策目標(指標) -

事業内容の説明

1 事業の概要

県立学校農業実習特別会計に係る予備費である。

平成23年度 当初予算歳出事項別明細書（教育委員会）

（特別会計）

節	款 項 目	県立学校農業実習費				予備費			
			うち教育委員会				うち教育委員会		
				県立学校農業実習費				予備費	
1	報 酬								
2	給 料								
3	職員手当等								
4	共 済 費								
5	災害補償費								
6	恩給及び退職年金								
7	賃 金								
8	報 償 費								
9	旅 費	30	30	30	30				
	費用弁償								
	普通旅費	30	30	30	30				
	特別旅費								
10	交 際 費								
11	需用費	43,303	43,303	43,303	43,303				
12	送 務 費	4,379	4,379	4,379	4,379				
13	委託料	67	67	67	67				
14	使用料及び賃借料	63	63	63	63				
15	工事請負費								
16	原 材 料 費	2,379	2,379	2,379	2,379				
17	公有財産購入費								
18	備品購入費	8,047	8,047	8,047	8,047				
19	負担金、補助及び交付金	764	764	764	764				
20	扶 助 費								
21	賞 付 金								
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料								
24	投資及び出資金								
25	積 立 金								
26	寄 付 金								
27	公 課 費	400	400	400	400				
28	繰 出 金								
	予 備 費					2,664	2,664	2,664	2,664
	計	59,432	59,432	59,432	59,432	2,664	2,664	2,664	2,664
財 源	国庫支出金								
	繰 入 金								
	そ の 他	17,005	17,005	17,005	17,005	2,664	2,664	2,664	2,664
訳 事 業 収 入	42,427	42,427	42,427	42,427					

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1 款	県立学校農業実習費	
1 項	県立学校農業実習費	
1 目	県立学校農業実習費	
	負担金補助 及び交付金	
	土地改良区負担金	702
	水利組合負担金	14
	農事組合負担金	20
	ホルスタイン登録協会負担金	3
	家畜改良同志会負担金	10
	農協果実部社支部会費	5
	マルチ稲作会費	2
	食品衛生協会費	8

特別会計総括表

議案第16号

会 計 名	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
育英奨学事業特別会計	977,634千円	943,468千円	34,166千円
合 計	977,634千円	943,468千円	34,166千円

平成23年度鳥取県育英奨学事業特別会計歳入歳出事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較	節		説明
						区分	金額 千円	
1 繰入金			千円 562,208	千円 538,029	千円 24,179			
	1 一般会計繰入金		562,208	538,029	24,179			
2 繰越金			10	0	10			
	1 繰越金		10	0	10			
3 諸収入		1 繰越金	10	0	10	1	前年度繰越金	10
			415,416	405,439	9,977			
		1 貸付金元利収入	288,448	257,098	31,350			
			288,448	257,098	31,350	1	貸付金元利収入	288,448
	2 日本学生支援機構交付金		148,341	148,341	△ 21,373			
		1 日本学生支援機構交付金	126,968	148,341	△ 21,373	1	日本学生支援機構交付金	126,968
	歳入合計		977,634	943,468	34,166			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
						国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	区分	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	育英奨学資金 貸付事業費		977,634	943,468	34,166	562,208	415,426				
			977,634	943,468	34,166	562,208	415,426				
		1 育英奨学資金 貸付事業費	977,634	943,468	34,166	562,208	415,426		21 貸付金	968,004	高等学校等奨学生貸付金 613,872 大学等奨学生貸付金 354,132
									23 償還金、利子 及び割引料	9,630	国庫償還金
		歳出合計	977,634	943,468	34,166	562,208	415,426				

平成23年度育英奨学事業特別会計当初予算説明資料

1款 育英奨学資金貸付事業費

1項 育英奨学資金貸付事業費

人権教育課 (内線: 7516)

1目 育英奨学資金貸付事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	繰入金	
育英奨学事業費	977,634	943,468	34,166			(繰越金) 10 (交付金) 126,968 (諸収入) 288,448	562,208	

トータルコスト 987,220千円 (前年度953,150千円) [正職員: 1.2人、非常勤職員: 0.7人]

主な業務内容 鳥取県育英奨学資金(高校・大学)の貸付、返還

工程表の施策目標(指標) 修学資金の支援

事業内容の説明

1 事業の概要

県内に住所を有する者の子等で、高等学校等・大学等に在学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成する。

2 事業内容

(単位: 千円)

区 分	予算額	事 業 内 容
高等学校等奨学資金	613,872	貸与月額…(自 宅) 国公立18,000円、私立30,000円 (自宅外) 国公立23,000円、私立35,000円 新規採用枠…940人[採用枠205人拡大 (H21~)] 貸与条件…成績基準なし、所得基準 返還方法…貸与終了後15年以内、無利子
大学等奨学資金	354,132	貸与月額…国公立 45,000円、私立 54,000円 新規採用枠…240人[採用枠120人拡大 (H22~)] 貸与条件…成績基準 (学業成績3.0以上)、所得基準 返還方法…貸与終了後20年以内、無利子
国庫補助金返還金	9,630	平成14年度から平成16年度までの高等学校奨学資金の財源として国庫補助金が充当されており、奨学生からの返還金の2分の1を国へ返還するもの

3 これまでの取組状況、改善点

増加する奨学資金の貸与希望に対応し、平成22年度は次のとおり貸与を開始した。

- ・高等学校等奨学資金新規貸与者 696人
- ・大学等奨学資金新規貸与者 179人

【改善点】

雇用状況が急激に悪化していること及び奨学金の早期決定を希望する声が多いことを考慮し、平成22年度に大学等奨学資金について次の改善を行い、経済的な不安から進学を断念することのないよう、安心して学び、進学できる環境を整えた。

- ・新規採用枠の拡充 (120人→240人)
- ・成績要件の緩和 (3.5以上→3.0以上)
- ・在学募集を廃止し、予約募集に一本化
- ・予約募集の対象変更 (高校2年生→高校3年生)

平成23年度 当初予算歳出事項別明細書 (教育委員会)

(特別会計)

節	款 項 目	育英奨学資金貸付事業費			
			うち教育委員会		
			育英奨学資金貸付事業費		育英奨学資金貸付事業費
1	報 酬				
2	給 料				
3	職員手当等				
4	共 済 費				
5	災害補償費				
6	恩給及び退職年金				
7	賞 金				
8	報 償 費				
9	旅 費				
	費用弁償				
	普通旅費				
	特別旅費				
10	交 際 費				
11	需 用 費				
12	役 務 費				
13	委 託 料				
14	使用料及び賃借料				
15	工事請負費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備品購入費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金	968,004	968,004	968,004	968,004
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料	9,630	9,630	9,630	9,630
24	投資及び出資金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	977,634	977,634	977,634	977,634
財 源 内 訳	国庫支出金				
	繰 入 金	562,208	562,208	562,208	562,208
	そ の 他	415,426	415,426	415,426	415,426
財 源	事業収入				

節 の 明 細 (育英奨学事業特別会計)

項 目		金額(千円)等
1 款 育英奨学資金貸付事業費		
1 項 育英奨学資金貸付事業費		
1 目 育英奨学資金貸付事業費		
貸付金	育英奨学生貸付金(高等学校等奨学金)	613,872
	育英奨学生貸付金(大学等奨学金)	354,132
償還金、利子 及び割引料	国庫償還金	9,630

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(特別会計)

事 項	限 度 額 千円	前年度未までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他	千円	
平成23年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	795,972			平成24年度から 平成28年度まで	795,972			142,810	653,162	
平成23年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	569,916			平成24年度から 平成29年度まで	569,916				569,916	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分(特別会計)

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成17年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	279,072	平成18年度から 平成22年度まで	257,364	平成23年度から 平成26年度まで	21,708				21,708
平成18年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	195,912	平成19年度から 平成22年度まで	194,616	平成23年度から 平成24年度まで	1,296				1,296
平成19年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	712,692	平成20年度から 平成22年度まで	674,172	平成23年度から 平成24年度まで	38,520			8,148	30,372
平成19年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	88,992	平成21年度から 平成22年度まで	45,792	平成23年度から 平成27年度まで	43,200				43,200
平成19年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	195,912	平成20年度から 平成22年度まで	150,768	平成23年度から 平成25年度まで	45,144				45,144
平成20年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	648,984	平成21年度から 平成22年度まで	411,072	平成23年度から 平成25年度まで	237,912			58,679	179,233
平成20年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	284,904	平成21年度から 平成22年度まで	126,900	平成23年度から 平成28年度まで	158,004				158,004
平成21年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金 (緊急経済対策分))	193,932	平成22年度	96,888	平成23年度から 平成25年度まで	97,044				97,044
平成21年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	795,972	平成22年度	256,116	平成23年度から 平成26年度まで	539,856			109,200	430,656
平成21年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	195,912	平成22年度	52,164	平成23年度から 平成27年度まで	143,748				143,748
平成22年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	795,972			平成23年度から 平成27年度まで	795,972			148,341	647,631
平成22年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	779,544			平成23年度から 平成28年度まで	779,544				779,544

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 市町村が処理する鳥取県進学奨励資金に関する事務については、概ね終了したことに伴い、鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務から当該資金に関する事務を除くものとする。</p> <p>2 概 要 (1) 市町村が処理する事務から同和関係者の子等に対する資金の貸与のための教育委員会規則に基づく事務のうち、別に教育委員会規則で定めるものを除く。 (2) 施行期日等 ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>(参考)「別に教育委員会規則で定めるもの」</p> <p>鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則</p> <p><鳥取県進学奨励資金関係事務> ○貸与中の事務(主なもの) ・異動届出書(氏名・住所変更、転学・休学・復学の届出)の受理及び県教育委員会への送付 ・連帯保証人変更届出書(連帯保証人の変更、死亡に係る届出)の受理及び県教育委員会への送付 ○貸与終了後の事務 ・借用証書の受理及び県教育委員会への送付</p>

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 次に掲げる事務は、市町村が処理する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 次に掲げる事務は、市町村が処理する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>同和関係者の子等に対する資金の貸与のための教育委員会規則に基づく事務のうち、別に教育委員会規則で定めるもの</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

条 例 名 等	職員の給与に関する条例の一部改正について																																											
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告」を踏まえ、研究職給料表等の改定を行う。</p> <p>2 概 要 (1)研究職給料表等の改定 ・試験研究又は調査研究業務に従事する職員の職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した研究職給料表に見直し ・職位と職務の級の位置付けを明確にするため、研究職給料表級別標準職務表を改定 ※所要の経過措置を講ずる。 (2)義務教育等教員特別手当の上限額の引下げ ・現行 1万1,700円 →改正後 月額8,000円</p> <p>【参考 研究職給料表の切替】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>○研究職給料表 (現行) (H23年3月31日現在)</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>主な職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級</td> <td>所長 場長</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>所長 場長</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>室長 特別研究員</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>研究員</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>○研究職給料表 (見直し後) (H23年4月1日現在)</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>主な職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級</td> <td>所長 場長</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>所長 場長</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>室長 上席研究員</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>室長補佐 主任研究員</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>研究員</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(参考：行政職給料表)</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>主な職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8級</td> <td>次長</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>参事</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>課長補佐</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>主幹</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>係長 副主幹</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>主事 技師</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>切替</p> </div>		職務の級	主な職名	5級	所長 場長	4級	所長 場長	3級	室長 特別研究員	2級	研究員	1級		職務の級	主な職名	5級	所長 場長	4級	所長 場長	3級	室長 上席研究員	2級	室長補佐 主任研究員	1級	研究員	職務の級	主な職名	8級	次長	7級	課長	6級	参事	5級	課長補佐	4級	主幹	3級	係長 副主幹	2級	主事 技師	1級	
職務の級	主な職名																																											
5級	所長 場長																																											
4級	所長 場長																																											
3級	室長 特別研究員																																											
2級	研究員																																											
1級																																												
職務の級	主な職名																																											
5級	所長 場長																																											
4級	所長 場長																																											
3級	室長 上席研究員																																											
2級	室長補佐 主任研究員																																											
1級	研究員																																											
職務の級	主な職名																																											
8級	次長																																											
7級	課長																																											
6級	参事																																											
5級	課長補佐																																											
4級	主幹																																											
3級	係長 副主幹																																											
2級	主事 技師																																											
1級																																												

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額を、<u>8,000円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額を、<u>1万1,700円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3～5 略</p>

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100
	10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
	11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
	12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500
	13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
	14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
	15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
	16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
	17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
	18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
	19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
	20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
	21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
	22	168,100	234,500	330,700	376,100	452,700

23	170,400	237,300	332,800	378,100	455,400
24	172,700	240,100	334,900	380,100	458,100
25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
27	179,000	248,600	340,900	386,000	466,100
28	181,100	251,400	342,800	388,000	468,700
29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300
30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100
33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500
34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000
35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500
36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000
37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600
38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100
39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600
40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100
41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000
43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600
45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
46	215,000	288,800	370,500	419,200	512,300
47	217,000	290,100	372,900	420,800	513,900
48	219,000	291,400	375,500	422,400	515,500
49	220,800	292,800	377,900	423,800	517,200
50	222,900	295,400	379,000	425,300	518,700
51	225,000	297,900	380,100	426,800	520,200
52	227,100	300,500	381,200	428,300	521,700
53	229,000	302,900	382,100	429,800	523,000
54	231,100	305,300	383,900	431,200	524,200
55	233,200	307,600	385,500	432,600	525,400
56	235,300	309,800	387,300	434,000	526,600
57	237,300	312,100	388,200	435,200	527,800
58	238,900	314,300	388,900	436,600	528,800
59	240,500	316,600	389,700	438,000	529,800
60	242,100	318,800	390,500	439,400	530,800
61	243,600	321,000	391,300	440,600	531,900
62	245,100	323,200	392,100	441,600	532,800
63	246,600	325,400	392,800	442,600	533,700
64	248,100	327,400	393,500	443,600	534,600
65	249,700	329,500	394,200	444,500	535,600
66	251,200	331,900	395,000	445,400	
67	252,700	334,000	395,700	446,300	

再任用職員
以外の職員

68	254,200	334,600	396,400	447,200
69	255,700	335,000	397,100	447,900
70	257,200	335,600	397,900	448,800
71	258,700	336,200	398,600	449,700
72	260,200	336,800	399,300	450,600
73	261,600	337,200	400,000	451,300
74	263,000	337,700	400,700	452,200
75	264,400	338,200	401,400	453,100
76	265,800	338,700	402,100	454,000
77	267,000	339,300	402,800	454,700
78	268,300	339,800	403,400	455,600
79	269,600	340,300	404,100	456,500
80	270,900	340,800	404,800	457,400
81	272,300	341,400	405,500	458,100
82	273,600	341,900	406,100	
83	274,900	342,400	406,800	
84	276,200	342,900	407,500	
85	277,400	343,500	408,200	
86	278,700	344,000	408,800	
87	280,000	344,500	409,500	
88	281,300	345,000	410,200	
89	282,400	345,600	410,900	
90	283,600	346,100	411,500	
91	284,800	346,600	412,200	
92	286,000	347,100	412,900	
93	287,100	347,700	413,600	
94	288,100	348,200	414,200	
95	289,100	348,700	414,600	
96	290,100	349,200	414,900	
97	290,900	349,800	415,300	
98	291,800	350,300	415,600	
99	292,700	350,800	416,000	
100	293,600	351,300	416,300	
101	294,500	351,900	416,600	
102	295,200	352,200		
103	295,900	352,400		
104	296,600	352,700		
105	297,400	352,900		
106	297,900	353,200		
107	298,400	353,400		
108	298,900	353,700		
109	299,400	354,000		
110	299,800	354,300		
111	300,200	354,500		
112	300,600	354,800		

113	301,000	355,000				
114	301,400	355,300				
115	301,800	355,500				
116	302,200	355,800				
117	302,600	356,100				
118	303,000	356,400				
119	303,400	356,600				
120	303,800	356,900				
121	304,100	357,100				
122	304,300					
123	304,500					
124	304,700					
125	304,900					
126	305,100					
127	305,300					
128	305,500					
129	305,600					
130	305,800					
131	306,000					
132	306,200					
133	306,400					
134	306,600					
135	306,800					
136	307,000					
137	307,100					
138	307,300					
139	307,500					
140	307,700					
141	307,900					
142	308,100					
143	308,300					
144	308,500					
145	308,600					
146	308,800					
147	309,000					
148	309,200					
149	309,400					
150	309,600					
151	309,800					
152	310,000					
再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料

月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

- (1) 職務の級が2級又は3級である者 1,000分の965
- (2) 職務の級が4級又は5級である者 1,000分の936

別表第10を次のように改める。

別表第10 研究職給料表級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標準的な職務
1級	研究員又は学芸員の職務
2級	試験場の室長補佐の職務
3級	試験場の室長の職務
4級	試験場の場長の職務
5級	困難な業務を行う試験場の場長の職務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(研究職給料表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の研究職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において改正後の研究職給料表の適用を受けることとなる職員で、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1の旧級の欄に掲げるものであり、かつ、切替日におけるその職務が旧級に応じ同表の切替日における職務の欄に掲げる職務であるものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、それぞれ同表の新級の欄に定める職務の級とする。

(研究職給料表の適用を受ける職員の号給の切替え)

- 3 前項の規定により新級を決定される職員の切替日における号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 旧級が2級又は3級であった職員 切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及び附則別表第2の職員の区分欄に掲げる職員の区分に応じ同表に定める号給
- (2) 旧級が1級、4級又は5級であった職員 旧号給

- 4 前項の規定によっては均衡を失することとなるとして人事委員会の定める職員の切替日における号給は、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)

- 5 前3項の規定の適用を受ける職員（切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者）に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額（以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

- (1) 新級が旧級と同じ又は上位の職務の級となる職員 旧給料月額から新給料月額を差し引いた額
- (2) 新級が旧級より下位の級となる職員 旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第3の左欄

に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

- 6 切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けていた職員が異動により同表以外の給料表の適用を受ける職員となった後に再び研究職給料表の適用を受ける職員となった場合には、前項の規定は適用しない。
(人事委員会への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第1（附則第2項関係）

切替日における職務	旧級	新級
研究員又は学芸員の職務	1級又は2級	1級
試験場の室長補佐の職務	2級又は3級	2級
試験場の室長の職務	3級	3級
試験場の場長の職務	4級	4級
困難な業務を行う試験場の場長の職務	5級	5級

附則別表第2（附則第3項関係）

旧号給	職員の区分			
	旧級が2級であった職員であって、新級が1級となるもの	旧級が2級であった職員であって、新級が2級となるもの	旧級が3級であった職員であって、新級が2級となるもの	旧級が3級であった職員であって、新級が3級となるもの
20	44	22		
21	45	23		
22	46	24		
23	47	25		
24	48	26		
25	49	27		
26	50	27		
27	51	28		
28	52	28		
29	53	29		
30	54	29		
31	55	30		
32	56	30		
33	57	31		
34	58	32	68	37
35	59	33	70	38
36	60	34	73	39
37	61	35	74	40
38	62	35	75	41
39	63	36	76	42
40	64	36	77	43
41	65	37	78	44
42	66	37	79	45
43	67	38	80	46
44	68	38	81	47

45	69	39	82	48
46	70	39	83	49
47	71	40	84	50
48	72	40	85	51
49	73	41	86	52
50	74	41	87	53
51	75	42	88	54
52	76	42	89	55
53	77	43	90	56
54	78	43	91	57
55	79	44	92	58
56	80	44	93	59
57	81	45	94	60
58	82	45	95	61
59	83	48	96	62
60	84	49	97	63
61	85	50	98	64
62	86	51	99	65
63	87	52	100	66
64	88	53	101	67
65	89	54	102	68
66	90	55	103	69
67	91	56	104	70
68	92	57	105	71
69	93	58	106	72
70	94	59	107	73
71	95	60	108	74
72	96	61	109	75
73	97	62	110	76
74	98	63	111	77
75	99	64	112	78
76	100	65	113	79
77	101	66	114	80
78	102	67	115	81
79	103	68	116	82
80	104	69	117	83
81	105	70	118	84
82	106	71	119	85
83	107	72	120	86
84	108	73	121	87
85	109	74	121	88
86	110	75	121	89
87	111	76	121	90
88	112	77	121	91
89	113	78	121	92

90	114	79	121	93
91	115	80	121	94
92	116	81	121	95
93	117	82	121	96
94	118	83	121	97
95	119	84	121	98
96	120	85	121	99
97	121	86	121	100
98	122	87	121	101
99	123	88	121	101
100	124	89	121	101
101	125	90	121	101
102	126	91		
103	127	92		
104	128	93		
105	129	94		
106	130	95		
107	131	96		
108	132	97		
109	133	98		
110	134	99		
111	135	100		
112	136	101		
113	137	102		
114	138	103		
115	139	104		
116	140	105		
117	141	106		
118	142	107		
119	143	108		
120	144	109		
121	人事委員会規則で定める号給	人事委員会規則で定める号給		

附則別表第3（附則第5項関係）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	100分の100
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	100分の75
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の50
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の25

<p>件 名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年12月24日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要 (1) 請求の相手方 八頭郡八頭町内 個人2名（借受者及び連帯保証人）</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年12月24日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 請求の相手方 西伯郡大山町内 個人2名(借受者及び連帯保証人)</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年12月24日専決)																
提出理由	1 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (鳥取簡易裁判所平成22年(ハ)第958号貸付金請求事件) (2) 訴訟の過程において鳥取簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。																
概要	2 概要 (1) 和解の要旨																
及び概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 40%;">訴訟の概要</th> <th style="width: 45%;">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>鳥取市内 個人1名(借受者)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、684,338円(内訳進学奨励資金の未返還額674,388円、支払督促申立手続費用6,450円、追納手数料3,500円)を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月月末までに20,000円ずつ(最終支払月にあつては4,338円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、4万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	相手方	鳥取市内 個人1名(借受者)	同左	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、684,338円(内訳進学奨励資金の未返還額674,388円、支払督促申立手続費用6,450円、追納手数料3,500円)を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月月末までに20,000円ずつ(最終支払月にあつては4,338円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、4万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区分	訴訟の概要	和解の概要															
相手方	鳥取市内 個人1名(借受者)	同左															
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。															
額	未返還金全額	同左															
返還方法	一括返還	① 相手方は、684,338円(内訳進学奨励資金の未返還額674,388円、支払督促申立手続費用6,450円、追納手数料3,500円)を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月月末までに20,000円ずつ(最終支払月にあつては4,338円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、4万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。															
概要	(2) 和解の理由 次の理由から、鳥取簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																

件名	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年12月24日専決)	
提出理由	1 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者(借受者及び連帯保証人)に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (米子簡易裁判所平成22年(ハ)第1110号及び第1127号貸付金請求事件) (2) 訴訟の過程において米子簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。	
及び概要	2 概要 (1) 和解の要旨	
	区分	訴訟の概要
	相手方	米子市内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)
	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求めめる。
	額	未返還金全額
	返還方法	一括返還
		和解の概要
		同左
		未返還金を分納する。
		同左
		① 相手方は、706,550円(内訳 進学奨励資金の未返還額696,600円、支払督促申立手続費用6,450円、追納手数料3,500円)を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ(最終支払月にあっては6,550円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
	(2) 和解の理由 次の理由から、米子簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。	

件名	議会の委任による専決処分の報告について （7）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について （平成22年12月24日専決）	
提出理由	1 提出理由 （1）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者（借受者及び連帯保証人）に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 （倉吉簡易裁判所平成22年（ハ）第377号及び第378号貸金請求事件） （2）訴訟の過程において倉吉簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。	
及び概要	2 概要 （1）和解の要旨	
	区分	訴訟の概要
	相手方	東伯郡湯梨浜町内個人（借受者）及び倉吉市内個人（連帯保証人）
	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。
	額	未返還金全額
	返還方法	一括返還
		和解の概要 同左 未返還金を分納する。 同左 ① 相手方は、616,272円（内訳進学奨励資金の未返還額606,322円、支払督促申立手続費用6,450円、追納手数料3,500円）を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ（最終支払月にあつては6,272円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
	（2）和解の理由 次の理由から、倉吉簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。	

件名	議会の委任による専決処分の報告について （8）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について （平成22年12月24日専決）																
提出理由	1 提出理由 （1）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 （鳥取簡易裁判所平成22年（ハ）第954号貸付金請求事件） （2）訴訟の過程において鳥取簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。																
概要	2 概要 （1）和解の要旨																
及び概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 40%;">訴訟の概要</th> <th style="width: 45%;">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>八頭郡八頭町内 個人1名(連帯保証人)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求めめる。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、242,979円（内訳進学奨励資金の未返還額237,029円、支払督促申立手続費用4,450円、追納手数料1,500円）を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月25日までに5,000円ずつ（最終支払月にあつては2,979円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、1万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	相手方	八頭郡八頭町内 個人1名(連帯保証人)	同左	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求めめる。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、242,979円（内訳進学奨励資金の未返還額237,029円、支払督促申立手続費用4,450円、追納手数料1,500円）を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月25日までに5,000円ずつ（最終支払月にあつては2,979円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、1万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区分	訴訟の概要	和解の概要															
相手方	八頭郡八頭町内 個人1名(連帯保証人)	同左															
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求めめる。	未返還金を分納する。															
額	未返還金全額	同左															
返還方法	一括返還	① 相手方は、242,979円（内訳進学奨励資金の未返還額237,029円、支払督促申立手続費用4,450円、追納手数料1,500円）を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月25日までに5,000円ずつ（最終支払月にあつては2,979円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、1万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。															
要	（2）和解の理由 次の理由から、鳥取簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																

件名	議会の委任による専決処分の報告について (9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年12月24日専決)																
提出理由及び概要	1 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (鳥取簡易裁判所平成22年(ハ)第947号貸付金請求事件) (2) 訴訟の過程において鳥取簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。 2 概要 (1) 和解の要旨																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 40%;">訴訟の概要</th> <th style="width: 45%;">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>鳥取市内 個人1名(借受者)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、396,066円(内訳進学奨励資金の未返還額389,116円、支払督促申立手続費用4,950円、追納手数料2,000円)を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ(最終支払月にあつては6,066円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	相手方	鳥取市内 個人1名(借受者)	同左	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、396,066円(内訳進学奨励資金の未返還額389,116円、支払督促申立手続費用4,950円、追納手数料2,000円)を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ(最終支払月にあつては6,066円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区分	訴訟の概要	和解の概要															
相手方	鳥取市内 個人1名(借受者)	同左															
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。															
額	未返還金全額	同左															
返還方法	一括返還	① 相手方は、396,066円(内訳進学奨励資金の未返還額389,116円、支払督促申立手続費用4,950円、追納手数料2,000円)を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ(最終支払月にあつては6,066円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。															
	(2) 和解の理由 次の理由から、鳥取簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																

件名	議会の委任による専決処分の報告について (10) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年12月24日専決)																
提出理由	1 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (鳥取簡易裁判所平成22年(ハ)第959号貸付金請求事件) (2) 訴訟の過程において鳥取簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。																
概要	2 概要 (1) 和解の要旨																
及び概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">訴 訟 の 概 要</th> <th style="width: 45%;">和 解 の 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>鳥取市内 個人1名(連帯保証人)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、295,844円(内訳進学奨励資金の未返還額289,894円、支払督促申立手続費用4,450円、追納手数料1,500円)を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月月末までに3,000円ずつ(最終支払月にあっては1,844円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、6千円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>		区 分	訴 訟 の 概 要	和 解 の 概 要	相手方	鳥取市内 個人1名(連帯保証人)	同左	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、295,844円(内訳進学奨励資金の未返還額289,894円、支払督促申立手続費用4,450円、追納手数料1,500円)を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月月末までに3,000円ずつ(最終支払月にあっては1,844円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、6千円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区 分	訴 訟 の 概 要	和 解 の 概 要															
相手方	鳥取市内 個人1名(連帯保証人)	同左															
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。															
額	未返還金全額	同左															
返還方法	一括返還	① 相手方は、295,844円(内訳進学奨励資金の未返還額289,894円、支払督促申立手続費用4,450円、追納手数料1,500円)を平成23年2月から全額返還するまでの間、毎月月末までに3,000円ずつ(最終支払月にあっては1,844円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、6千円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。															
要	(2) 和解の理由 次の理由から、鳥取簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (15) 工事請負契約（県立米子工業高等学校改築工事（建築A・C工区））の締結についての議決の一部変更について (平成23年1月18日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、県立米子工業高等学校改築工事（建築A・C工区）に係る工事請負契約の締結についての議決（平成21年1月27日議決）の一部を変更することについて、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 工事着手後の設計変更により契約金額を変更するものである。</p> <p>(1) 工 事 名 県立米子工業高等学校改築工事（建築A・C工区）</p> <p>(2) 工 事 場 所 米子市博労町四丁目</p> <p>(3) 相 手 方 県立米子工業高等学校改築工事（建築A・C工区） 松本・金田・平田特定建設工事共同企業体 代表者 米子市富益町69番地5 有限会社松本組 代表取締役 松 本 雄 次 米子市古豊千225番地1 株式会社金田工務店 代表取締役 金 田 勝 米子市西福原三丁目11番25号 株式会社平田組 代表取締役 平 田 淳</p> <p>(4) 契 約 金 額 1, 262, 227, 050円（第1回変更後の額） 変更後契約金額 1, 262, 935, 800円（第2回変更後の額） 同 上 差 額 708, 750円</p> <p>(5) 変 更 理 由 校地南側部分の既存側溝の損傷が著しいことが判明したため、既存側溝の改修から新設に変更するもの。</p>

<p>区 分</p>	<p>議案の委任による専決処分の報告について (16) 工事請負契約 (県立米子工業高等学校改築工事 (建築B・D工区)) の締結についての議決の一部変更について (平成23年1月18日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により、県立米子工業高等学校改築工事 (建築B・D工区) に係る工事請負契約の締結についての議決 (平成21年1月27日議決) の一部を変更することについて、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要 工事着手後の設計変更により契約金額を変更するものである。</p> <p>(1) 工 事 名 県立米子工業高等学校改築工事 (建築B・D工区)</p> <p>(2) 工 事 場 所 米子市博労町四丁目</p> <p>(3) 相 手 方 県立米子工業高等学校改築工事 (建築B・D工区) 美保・アカギ・リンクス特定建設工事共同企業体 代表者 米子市昭和町25番地 美保テクノス株式会社 取締役社長 野 津 一 成 米子市昭和町83番地1 有限会社アカギ 代表取締役 赤 木 博 境港市蓮池町50番地1 株式会社リンクス 代表取締役 池 田 幸 仁</p> <p>(4) 契 約 金 額 1, 325, 718, 450円 (第1回変更後の額) 変更後契約金額 1, 327, 938, 150円 (第2回変更後の額) 同 上 差 額 2, 219, 700円</p> <p>(5) 変 更 理 由 非常口の建具を安全性の高い仕様に変更するなどの仕様変更・追加を行うもの。</p>

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	教育総務課	物品 保守	プリンター	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	18,780	平成23年1月1日 ～平成23年12月31日	鳥取県教育委員会事務局 教育総務課
2	教育環境課	物品 保守	電話設備	1式	鳥取市湖山町南三丁目277番地2 日海通信工業株式会社 鳥取支店	1,240,271	平成23年2月21日 ～平成28年8月31日	鳥取県立米子工業高等学校
3	博物館	物品 保守	ノートパソコン	19台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	845,250	平成22年7月1日 ～平成23年8月31日	鳥取県立博物館

[変更契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	当初報告日	変更内容	
							変更前	変更後
1	高等学校課	物品	ネットワークスキャナー	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	平成19年2月13日	契約期間 平成19年1月1日 ～平成22年12月31日 契約金額 282,240円	契約期間 平成19年1月1日 ～平成23年2月28日 契約金額 289,296円